

入 札 公 告

分任支出負担行為担当官代理  
海上自衛隊補給本部経理部  
契約課長 重岡 雄樹

記

1 競争執行の日時及び場所

- (1) 日時：令和8年8月3日（月） 13時30分 （送達による入札書の受領期限は、令和8年7月31日（金）17時必着）  
(2) 場所：東京都北区十条台1-5-70 十条駐屯地C庁舎北棟 海上自衛隊補給本部経理部契約課第2入札室  
（送達による入札書の送付先：〒114-8565 東京都北区十条台1-5-70 海上自衛隊補給本部経理部契約課）

2 競争参加者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。  
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。  
(3) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「D」等級以上に格付けされ、競争参加資格を有する者、又は当該競争参加資格を有していない者にあつては、競争執行日までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格名簿に登録され、当該競争参加資格を有すると認められる者であること。  
(4) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官（以下「省指名停止権者」という。）又は海上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。  
(5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。  
(6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。  
(7) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除対象者として指定されている者でないこと。

3 競争入札に付する事項

| 契約管理番号                | 件名                       | 数量・単位 | 履行期限      | 履行場所    |
|-----------------------|--------------------------|-------|-----------|---------|
| G26-S26-2000353877-00 | オンライン教育（CISSP CBKトレーニング） | 1式    | 令和9年1月29日 | 仕様書のとおり |

4 仕様説明会

実施しません。

5 入札書の記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%（軽減税率対象品目については8%）に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札書に記載して下さい。ただし、入札書に記載される書面上の金額が消費税法に規定する消費税の課税標準と一致しないものは除きます。

6 契約金額の端数処理

入札書に記載された金額の100分の110（軽減税率対象品目については100分の108）に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てるものとし、当該端数金額を切捨てた後に得られた金額をもって申込みがあったものとしめます。ただし、単価契約の場合には端数処理を行わず原則どおり入札書に記載された書面上の金額の100分の110（軽減税率対象品目については100分の108）に相当する金額に相当する額をもって申込みがあったものとしめます。

7 契約条項、入札条件を示す場所

東京都北区十条台1-5-70 十条駐屯地C庁舎北棟 海上自衛隊補給本部経理部契約課入札室

8 保証金

- (1) 入札保証金及び契約保証金：全額免除とします。  
(2) 落札者が契約を結ばないときは、落札者が見積もった契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。

9 契約書の作成の要否

遅滞なく契約書の作成を要します。ただし、契約金額が250万円を超えず、特約条項の付与もない場合は、請書の作成をもって代えることができます。

10 適用する契約条項

役務請負契約一般条項

11 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の入札及び入札に関する条件に反した入札は無効とします。

12 その他

- (1) 入札及び契約心得・契約条項は、海上自衛隊補給本部経理部契約課入札室前（十条駐屯地C庁舎北棟）に掲示するほか、海上自衛隊オフィシャルサイトにも掲載しています。

- (2) 入札参加者は、入札日前日（入札日の前日が日曜日、国民の祝日及び休日の場合は、その前の平日とする。）までに参加申込用紙に記入の上、資格審査結果通知書の写しとともに提出した後、仕様書等を受領して下さい。ただし、4項に示す説明等がある場合はこれによります。
- (3) 落札者は「生産性向上推進制度に関する特約条項」の適用を申し出ることができます。
- (4) 送達により入札を行う場合は、入札書を契約管理番号、件名を表記した封筒に封入した上、更に当該封筒を封入し、外封筒に当たる封筒の表面に「入札書在中」の旨を朱書きして、必ず書留、簡易書留、配達記録郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律に定める信書便のうち書留の郵便物に準ずる取扱いをするものにより、1(1)に示す受領期限までに送付するものとします。
- (5) 納入先又は履行先によっては、基地の入門に際し、事前の手続きが必要となる場合があります。また、米軍と同一の基地については手続きが異なる場合がありますので、契約一般条項の規定に基づき、あらかじめご確認下さい。  
なお、詳細は要求元担当者までお問い合わせ下さい。
- (6) 予算決算及び会計令第85条の規定に基づく基準により、契約担当官等が予め定めた調査基準価格を下回った価格で入札を行った入札参加者は、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって入札を行った入札参加者であっても落札者としながることがあります。

調査基準価格を下回った入札が行われた場合、入札執行者は、入札参加者に対して「落札者の決定の保留」を宣言し、会計法第29条の6第1項ただし書きの規定により、落札者を後日決定するものとします。

なお、調査基準価格を下回った入札を行った入札参加者は、低入札価格調査を受け、調査内容(※)を証明する資料（以下、「積算資料等」という。）を提出しなければならず、提出に応じない場合又は不十分な場合には説明を求めることがあります。また、積算資料等の提出及び説明に応じない場合又は不十分な場合には「契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある」ものとして落札者としながることがあります。

※調査内容

(ア)当該価格で入札した理由及びその積算の妥当性 (イ)当該契約の履行体制 (ウ)当該契約期間中における他の契約請負状況 (エ)機械設備その他固定資産の状況 (オ)防衛省に対する過去の契約の履行状況 (カ)経営状況 (キ)信用状況 (ク)その他必要な事項

- (7) この入札に関する詳細については、海上自衛隊補給本部経理部契約課契約係までお問い合わせ下さい。

TEL：03-3908-5121（内線）5632 5623 5625 5626 5629 FAX：03-5924-7603

なお、この入札における仕様(内訳)書の内容については、要求元担当者までお問い合わせ下さい。

TEL：03-3268-3111（内線）53740